

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月7日

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

連絡場所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資 三菱UFJ 国内株式ファンド
信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資 継続募集額 上限1兆円
信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月26日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年11月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みです。）について、繰上償還に伴う所要の変更を行うものです。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、原届出書の更新後の内容を記載する場合は<更新後>とし、原届出書に追加される内容を記載する場合は<追加>とします。

【証券情報】**(7) 【申込期間】**

<訂正前>

平成29年5月27日から平成30年5月25日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を平成30年2月7日までとし、平成30年2月8日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認ください。

<訂正後>

平成29年5月27日から平成30年2月7日までです。

(12) 【その他】

<訂正前>

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき平成29年11月27日現在の受益者（平成29年11月24日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、平成30年2月8日付けで繰上償還することについての意向を確認する手続きを平成29年11月27日から平成29年12月28日まで行います。

当該期間中に償還に反対された受益者の受益権の合計口数が平成29年11月27日現在の受益権総口数の半数を超えない場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は平成30年2月7日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を公告するとともに、平成29年11月27日現在の受益者にその旨を記載した書面を交付いたします。

繰上償還決定の可否につきましては、平成29年12月29日に委託会社のホームページ（<http://www.am.mufg.jp/>）にてお知らせいたします。

<訂正後>

該当事項はありません。

【有価証券報告書】**第一部【ファンド情報】****第2【管理及び運営】****3【資産管理等の概要】****(3)【信託期間】**

<訂正前>

信託期間	平成13年2月28日から無期限 繰上償還が決定した場合、平成13年2月28日から平成30年2月8日までとなります。 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

<訂正後>

信託期間	平成13年2月28日から平成30年2月8日まで
------	-------------------------